

「（仮称）茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成27年5月27日（水）～ 平成27年6月25日（木）
- 2 意見の件数 32件
- 3 意見提出者数 10人
- 4 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	基本構想策定の背景と目的に関する意見	3件
2	基本構想策定に向けた取組方針に関する意見	1件
3	茅ヶ崎市の概況に関する意見	0件
4	全体基本構想に関する意見	4件
5	重点整備地区基本構想に関する意見	7件
6	整備促進地区に関する意見	1件
7	基本構想の推進に関する意見	5件
8	心のバリアフリーに関する意見	6件
9	基本構想全般に関する意見	2件
10	パブリックコメントに関する意見	2件
11	その他の意見	1件
合計		32件

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 交通計画担当
0467-82-1111（代表）
e-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1 基本構想策定の背景と目的に関する意見 (3件)

(意見1)

障害者には、主に「視覚障害者」「聴覚障害者」「肢体障害者(車いす)」があります。そのうち、バリアフリーといえば「肢体障害者(車いす)」を思い浮かべますが、他の2つの障害も忘れないで対応していかななくてはならないと思います。この他、障害者には「内部障害者」「知的障害者」「精神障害者」「発達障害者」もあり、また高齢者や妊産婦・乳幼児づれの人・外国人に対するバリアフリーも考える必要があると思います。

(意見2)

高齢化が進んでいる今日、高齢者に対するバリアフリーを重点的に考える必要があるのではないのでしょうか。

(市の考え方)

本基本構想では、バリアフリー法で対象とする、高齢者やすべての障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等)、けが人、妊産婦に加え、ベビーカー利用者などの子育て世代も含めた対象者を“高齢者、障害者等”と定義しております。

基本構想の推進に当たっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、高齢者、障害者等を含むすべての人が便利で快適に過ごせるまちづくりを目指します。【1ページ参照】

(意見3)

市障害者保健福祉計画では「…だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を市の目指す将来像とあります。これでは、現状に埋没しバリアフリー化は推進できないのでは。この点からも広く市のすべてプランを点検し整合性を持って進めてもらいたい。

また、当回答で自立支援協議会や県とも連携を図るとありますが、当推進会はその名がないようですが。

(市の考え方)

本基本構想の策定にあたっては、庁内関係部署で構成される庁内調整会議を開催しており、情報を共有するとともに、関連計画との整合性にも配慮してまいりました。今後においても、関係部署や関係機関と連携・協力を図りながら、取り組みを推進してまいります。【3ページ、6ページ参照】

■ 2 基本構想策定に向けた取組方針に関する意見（ 1 件）

（意見 4）

プラン策定に当り会議のための会議でなく市民参加で。

意見交換会実施に当り、広く広報を、またモニター等はじめ関係市民にはお知らせしたかどうか。ゴルフ場跡地利用意見交換会では、意見等あった市民には個々に郵便でお知らせしています。参考になるのでは。

（市の考え方）

本基本構想では、課題把握等の各段階において多様な市民参加を図りながら広く意見を把握する仕組みを設け、ワークショップやアンケート調査等の取り組みを実施し、様々な方々のご意見を踏まえて作成しています。【5 ページ参照】

今後、基本構想を推進していく段階におきましても、ご意見の内容を十分に踏まえながら、進めてまいります。

■ 4 全体基本構想に関する意見（ 4 件）

（意見 5）

バリアフリー基本構想、重点地区、促進地区、全市的との区分表現がわかりづらいです。バリアフリーはすべての地区で必要では。

（意見 6）

全市における並行的な早期対応への要求は根強いと思われませんが、享受者割合を考慮した費用対効果や関連するまちづくり計画との整合も含めて、重点整備地区の設定及び段階的な取組はやむを得ないと考えます。

（市の考え方）

「バリアフリーが全ての地区で必要」であることは、市としても同様の認識でございます。そのような認識に立った上で、財源等の資源が限られている中でバリアフリー化を効果的に進めていくために、本市では地区設定によるバリアフリー推進の考え方を導入しています。

本基本構想では、バリアフリー法に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区として重点整備地区を定めるとともに、市独自の考え方に基づきバリアフリー化を推進する地区として整備促進地区を定めています。

また、各地区の取り組みで得られたバリアフリー化の知見を生かして、全市的なバリアフリー環境の底上げを図ります。【24～30 ページ参照】

今後、本市のバリアフリー化を進めていく上で、先ずはこの考え方に従って、取り組みを進めてまいります。

（意見 7）

「公共サインガイドライン」と重複している部分があるように感じられます。

(市の考え方)

茅ヶ崎市公共サインガイドラインは、本基本構想と整合を図る必要があることから、一部抜粋した内容を掲載しています。【28 ページ参照】

(意見 8)

安全な歩行空間の確保：日ごろ地域の生活道路や通学路の安全整備について、当局にお願いしているところでもあり、その具体的な整備実施に向けてスパイラルアップに着手していただけるよう、随時対応・定期実施化を切望致します。

(市の考え方)

地域の生活道路や通学路の安全な歩行空間の確保に向けて、本基本構想に位置づけた特定事業を着実に実施してまいります。【30 ページ、52～62 ページ参照】

■ 5 重点整備地区基本構想に関する意見 (7 件)

(意見 9)

飯島橋の撤去、交差点のスクランブル化の必要性はない。

(市の考え方)

飯島交差点については、歩車分離式の信号機となっておりますが、例えば北東側から南西側に歩行者が横断する場合、二段階に分けて横断歩道を横断することとなっております。そのため、歩行者等が横断歩道に集中し、錯綜している状況となっていることから、このような状況を解消するため、地元地域の皆様や交通管理者である茅ヶ崎警察署、道路管理者である藤沢土木事務所等と歩道橋撤去に伴うスクランブル化に向けて協議を進めてまいります。

(意見 10)

バリアフリー化に直接・間接に関連するバスの運行に関し、事業者との連携を書き込む必要はないでしょうか。運行形態や遅延情報等を含め、高齢者や障害者の移動に欠かせない大切な部分ですが？

(市の考え方)

路線バスやコミュニティバスのバリアフリー化(バス接近情報やバス車内案内等含む)にあたっては、公共交通特定事業として具体的な事業内容を位置づけています。【50・51 ページ参照】また、バス事業者を含む公共交通事業者は、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会の委員にもなっておりますので、今後も連携をしながら取り組みを推進してまいります。

(意見 1 1)

「一里塚北通り」の小出踏切内の歩道有効幅員の拡幅は、実施時期が長期になっているが、同所は島忠へ買物でよく通るが、極端に狭くなっていてよく渋滞する。本来、踏切は早く横断できることが望ましいはずだが、島忠前の歩道幅から急に狭くなっているため自転車と歩行者がいつも詰まり通行がスムーズに行けない。私の目の前で自転車の人が混雑で、車道との仕切りコンクリートの車道側に倒れて危なかったことがあった。自転車は車道というが同所は車道も自転車では大変怖い。ぜひ現場を実際に歩行又は自転車で通行視察してもらいたい。車からの視察はだめです。拡幅はJRと関係するが、さほど大工事とは思えない。危険でもあり大変不便であるので短期に実施してもらいたい。

(市の考え方)

小出踏切は、市道 0217 号線（一里塚北通り）の歩道拡幅事業の実施により歩道幅員を拡幅した区間内にあり、踏切内の歩道部が狭く、交差点も近くにあるため、自動車と自転車・歩行者の錯綜が多く見られる等、課題がある踏切として認識し、平成 25 年度から東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（以下、JR 東日本）と対策について協議を実施してまいりました。

その結果、同踏切内の歩道幅員の拡幅につきましては、平成 27 年 3 月に策定しました「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 踏切対策計画（以下、「踏切対策計画」）」において実施時期を長期といたしました。

同踏切の拡幅には、遮断機や地下ケーブル等の移設が伴うことから、概算として約 7 千万円の費用を要すとの回答を得ています。

同踏切の約 70m 北側において、都市計画道路新国道線を整備中で、JR 相模線との立体交差化を図るため、また、北茅ヶ崎駅の自由通路橋上駅舎化に向けた協議を進めているところです。いずれも大規模事業であり、地下ケーブルや通信施設等の対応が必要であると考えており、詳細な計画を策定し、それぞれの事業への対応に連携を図り、支障なく効率的に実施できる計画とする必要があります。

今後も、JR 東日本と連携し近接事業も含め、早期実施に向け協議してまいります。【60 ページ参照】

(意見 1 2)

茅ヶ崎駅周辺、公共施設、公民館等も 5 月頃工事をされたので、茅ヶ崎駅周辺は工事終了されたと思います。市立病院等のバス停周辺をもう少し整備された方が良いと思います。

(市の考え方)

バス停留所周辺のバリアフリー化については、公共交通特定事業として具体的な事業内容を位置づけており、順次バリアフリー整備を推進してまいります。【50・51 ページ参照】

(意見13)

バリアフリーを必要とする場所に次の事があると思います。

- ①高齢者や障害者が住んでいる自宅。
- ②高齢者や障害者が通る歩道。
- ③公共施設（エレベーターも必要）

市役所、学校、集会所（コミュニティセンター）、病院、文化会館、駅、図書館、福祉会館、郵便局、デパート等商店、警察、保健所、体育館、宿泊施設、停留所、飛行場

④交通機関

電車、バス、飛行機、タクシー、船

⑤公衆便所、公園、駐車場、海水浴場、神社、寺

以上、バリアフリーが必要な場所を記入してみました。

(市の考え方)

バリアフリー法では、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために基本構想制度を設けています。

本基本構想では、本制度に基づき、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設が集積する『茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区』を重点整備地区に設定し、バリアフリー化に向けた事業を位置づけ、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してまいります。【24～30 ページ参照】さらに、バリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等への理解促進などを目的として、心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取り組みを推進してまいります。【82・83 ページ参照】

(意見14)

バリアフリー基本構想への市民参加と、公共施設等における改修事業のスケジュールアップによる事業計画の公開を期待しての、意見具申と致します。

(意見15)

段差をなくし、市内全域をバリアフリーにすることが望ましく思いますが、予算との関係もあり至難のことだと思われませんが、特に人通りの比較的多い場所、例えば公共施設の近傍、または利用者の多い場所、交通機関の近く等からはじめては如何かと思われまます。

計画的に予定を年度毎に定め、広報等に公表して、実施しては如何でしょうか。その方が、段差のある場所等のバリアフリー化を進めやすいのではないのでしょうか。

市民等の安全のためにもバリアフリー化を是非実施してほしいと思われまます。

(市の考え方)

ご提案頂きました「事業計画の公表」「公共施設の近傍等からはじめる」旨の考え方につきましては、本基本構想で重点整備地区を設定したことと一致するものと考えております。今後は、各事業主体とのさらなる調整を図り、特定事業計画として事業の予定を定め、公表していく予定です。

■ 6 整備促進地区に関する意見（ 1 件）

（意見 16）

「整備促進地区」の位置づけが軽すぎます。第6章は、内容のない文章で書かれていますが、重点地区に準じて内容を充実させてほしいです。少なくとも、バリアフリー法に基づく「準ずる」位置づけにしておく必要はあるのではないのでしょうか。市独自といっても法の下での施策ではないのですか？

（市の考え方）

整備促進地区は、バリアフリー法に基づく重点整備地区に要件が該当しないものですが、市独自の考え方により位置付けし、個別のまちづくり計画に基づいて実施される事業の進捗に合わせてバリアフリー化を推進したいと考えております。【24 ページ参照】

■ 7 基本構想の推進に関する意見（ 5 件）

（意見 17）

バリアフリーを行うことは、障害者福祉やこれから進んでいく高齢化社会による高齢者にとって非常に重要なことだと思います。しかし、バリアフリーを進めるにおいては、障害者や高齢者が実際に生活していくときに生活しやすくしなくてはなりません。そのため、障害者や高齢者の現実的な「なまの声」を聞いてバリアフリーを進めなくてはならないと思います。実際に経験している障害者や高齢者の「なまの声」を聞いて、実際に役立つバリアフリーを進めていくことをお願い致します。進めていくバリアフリーがどうか「絵に描いた餅」にならないよう効果のあるものにしていただきますようお願い致します。

（意見 18）

来春「障害者差別解消法」施行。同法が施行されると罰則が科せられるが、過度の負担免除とか、エレベーターの設置代を1階に部屋移したり、在宅勤務を認めたり代替手段が可能だとか、重要なのは障害者の自己決定権 必ず障害当事者の意見聞く機会を設け市が共生社会の実現を訴えるだけでなく、画一的でなく、その模範を示す努力を（掲げ）してほしい。

（市の考え方）

本基本構想の策定に当たっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を中心に、ワークショップや研修会を開催するなど、障害者のみならず様々な方々にご意見を伺う場を設けてまいりました。【5 ページ参照】

基本構想策定後におきましても、取り組みの推進に当たり、障害者等との意見交換の場を確保していくことを想定しており、具体的な体制については、現在、同協議会の中で検討しているところでございます。【91 ページ参照】

高齢者、障害者等が積極的に社会参加できる共生社会の実現に向けて、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

(意見 19)

バリアフリーについて注意しないといけないことは、バリアフリーをしたからそれで終わりという事ではなく、バリアフリーの目的は高齢者や障害者が安全で住みやすい生活を送ることができるようにする事ですから、バリアフリーを終えた後もその事を充分考えてこのバリアフリーで良いものか再度考え改善しなくてはならないと思います。

(意見 20)

この基本構想の推進方法の仕組みが分かり難い。基本構想を実現化する実施計画のようなのが別途に示されるのか、それとも基本構想の推進管理が実施コントロールを意味するのか。

(市の考え方)

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、具体的な事業計画（特定事業計画）を作成したうえで、それぞれの事業を実施することとなっています。

本市では、基本構想策定後も「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」を引き続き設置し、基本構想の実現に向けて、特定事業計画の作成状況や特定事業の進捗状況について確認するとともに、必要に応じて事業の追加や見直しを検討するなど、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指してまいります。【85 ページ、89 ページ参照】

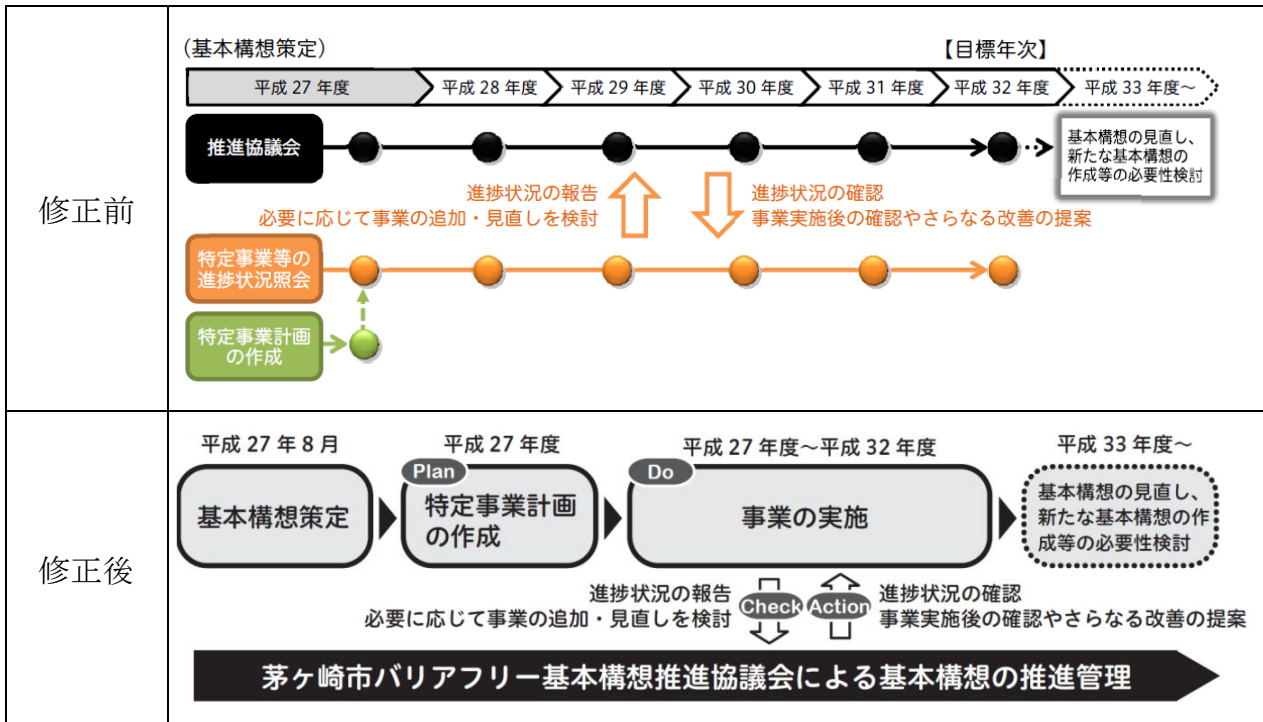
(意見 21)

概要版最終頁には平成 27 年度から事業実施と記載してあるが、本編にはその旨の記載がない。

(市の考え方)

基本構想の進行管理体制について、概要版の内容とあわせて本編の図を修正します。

◆修正部分の対照表【89 ページ】



■ 8 心のバリアフリーに関する意見 (6 件)

(意見 2 2)

バリアフリーのことを市民に知らせ、高齢者や障害者の生活の向上につなげるための障害者や高齢者についての市民教育も重要だと思います。

(市の考え方)

本基本構想では、バリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等への理解促進など、心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取り組みを推進しています。市主体の取り組みとしては、市民及び事業者向けのバリアフリーパンフレットや、様々な機関や地域住民と連携した普及・啓発活動を展開すること等を位置付けています。【82・83 ページ参照】

(意見 2 3)

～バリアフリー基本構想による快適なまちづくりに期待して～

これまで、高齢者や身障者など交通弱者の行動安全補助を目的に実施されてきた、施設等のバリアフリー化を、バリアフリー基本構想として審議策定されるにあたり、その要点を私なりに理解し推進を期待しますことは、

- (1) 心のバリアフリーとしての市民の取組 (p82)
- (2) 安全な歩行空間の確保 (p30)
- (3) 来街者向けの心のバリアフリー

また、このほか、(4) 国のバリアフリー法施行方針とされる移動円滑化のための特定

事業の実施・協議会制度の法定化・住民参加の提案制度の創設（p103）、などと理解しますとともに、重点整備地区の特定に関しては、公共施設等の基準で充足が可能なことや、市民の視線からは偏重のこともあり、対象外としました。

心のバリアフリー：私は萩園地区老人会にて、奉仕活動を含むお付き合い行事に参加させていただき、快適人生を過ごさせていただいていますが、要は日常生活にあつての参加・交流への配慮と弱者への気遣いのある、茅ヶ崎サロンの普及活動プラン（p26）に期待しております。

（意見 24）

P25（2）①「心のバリアフリーの普及・啓発」、P59・61 表中、P82「5 重点整備地区のその他の事項」について、全市的なバリアフリー環境の底上げを目指す中で、マナー・ルールを守ること、例えば歩道に自転車をとめない、店舗の商品などを置かない（不法占用物の撤去指導）など心のバリアフリーの推進を図っていただきたいと思えます。

（市の考え方）

この度は、貴重なご意見、ありがとうございます。心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取り組みへの今後の参考とさせていただきます。

（意見 25）

来訪者向けのバリアフリー：私は関西人でもあり、茅ヶ崎での来訪者の目線で感じることは、街路や店頭での“おいでやす”が聞かれないことや、祭り催し会場・通路の安全・事故防止（p46）などを、日ごろ窓口をお願いしているところであり、来街者向けアンケート調査の継続活用に期待致します。

（市の考え方）

茅ヶ崎市の観光入込客数は年々増加しており、今後さらに来街者目線のバリアフリー整備や「おいでやす」の精神に通じるものとして、心のバリアフリーの取り組みが重要になってくるものと認識しております。今後も、心のバリアフリーのより一層の理解促進と浸透に向けて、継続的な取り組みを推進してまいります。なお、今回実施した来街者向けアンケートやその他の調査結果につきましては、基本構想策定後においても継続的に活用してまいります。【84 ページ参照】

（意見 26）

心のバリアフリー化は、物的環境整備とは異なり、市民の意識にもかかわる時間を要する課題と思えます。進め方の項で多面的に示されていますが、様々な普及・啓発活動とともに学校教育の現場においても理解促進の強化を望みたい。さらに、観光客の増加を期待する上でも、交通結節点、街中、諸施設において日常的なサポーター配置ができれば良いと思う。例えばオリンピックなどの大イベント時には、市民グループによるボランティア案内役が活躍していますが、小規模でも高齢者や障害者を街中等でサポートするバリアフリー・サポーターのような仕組みをつくれないうか。

(意見27)

「心のバリアフリー」について、健常者の意識改革をもっと普及啓発する必要があります。さらに具体的な施策を入れ込んでほしい。

(市の考え方)

心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市・事業者・市民の主体別に取り組みを位置づけています。また、本基本構想の策定後、具体的な取り組みについて市民部会主体に検討し、さらなる普及・啓発を図る予定です。その中で、ご提案頂きました学校教育と連携した取り組みや「サポーターの配置」についても視野に入れながら、効果的な取り組みについて検討してまいります。【82・83 ページ参照】

■9 基本構想全般に関する意見 (2 件)

(意見28)

市バリアフリー推進協議会、委員はどのような基準で選任したのか。例えば市内のすべての又は代表的な会が選任されていないような気がします何か理由はあるのか。

(市の考え方)

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会は、バリアフリー法第26条第1項に基づき設置された法定協議会であり、関係する施設設置管理者や特定事業の実施主体者、公安委員会、高齢者、障害者等、学識経験者など、法に則って委員を選任しています。また、協議会の下部組織として市民部会と事業者部会を設置し、各部会やワークショップにおいて多くの関係者の方々にご協力いただきました。【92～97 ページ参照】

(意見29)

平成25年度からの様々な積み上げが実り、概ね妥当なプランとなって本市も漸くバリアフリーのまちづくりが系統的かつ包括的に取り組まれるものと、この着実な推進を期待しています。

(市の考え方)

この度は、貴重なご意見、ありがとうございます。まちのバリアフリー化の取り組みを着実に進めていくためには、市民の皆様のご理解、ご協力も必要となってまいりますので、ご協力ほどお願いいたします。

■10 パブリックコメントに関する意見 (2 件)

(意見30)

パブリックコメント実施にあたり、説明会等は実施できなかったのでしょうか。12月

市議会では当局より実施する旨の発言があったと思いますが。

(市の考え方)

基本構想の策定にあたっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会や同協議会市民部会、また、ワークショップにおいて内容の説明を行うと共に、その過程の中で市民、関係団体、事業者、学識経験者等の様々な方々からご意見をいただきながら、素案をまとめてきた経過がございます。ご指摘の「説明会」ではありませんが、素案策定の際に広く意見を取り入れることが有効と考え、そのような過程を設けてまいりました。

(意見 31)

27年度始め唐突に幾つかのパブリックコメントを実施していますが、十分周知し十分期間をとり十分な情報を提供したうえでパブコメを実施しないとその意味がなくなってしまうのではないでしょうか。

平塚市では、「道の駅」の件のパブコメや説明で資料や説明と違ったり、説明が不十分で問題となっております。当平塚市長選でも市の情報公開が不足（不十分）と争われました。当市もこのようなことがないよう正しい情報の公開の徹底を十分図り進めてもらいたい。

(市の考え方)

パブリックコメントの実施にあたっては、各計画の作成状況や所定の手続き等により、実施時期が重なることがあります。

広報紙、市ホームページ、掲示板への掲載等の様々な方法により情報提供を行うなど、ご意見のご提出にあたってご負担のないように、できるだけ早い段階でお知らせし、パブリックコメントを実施しています。

今後においても、パブリックコメントに限らず、市民の皆様への十分な情報提供ができるよう、最大限の配慮をしてまいります。

■ 11 その他の意見（ 1件）

その他1件のご意見をいただきました。